

(陳受21第9号)

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成21年12月14日

陳情者

千代田区霞ヶ関1-1-3  
東京弁護士会  
会長 山岸 憲司 ほか2団体

### 陳情の要旨

我が国では、消費者金融の利用者は1000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上ります。このような中、多重債務問題が深刻化しています。消費者金融から3社以上の借り入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申し立て件数は、最近でも13万件に及びます。過酷な取り立て、多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶ちません。これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのがクレジット、サラ金、商工ローンなどの貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などです。

日本弁護士連合会及び弁護士会は、上記被害を救済すべく、諸団体と連携し、幅広い国民的な運動を繰り広げ、2006年12月、貸金業界等の抵抗にも関わらず、貸金業法の画期的な改正という大きな成果を上げました。この出資法上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることとなります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。しかしながら、改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する無定見な規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びやみ金融の撲滅などです。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため、下記の施策を求めるための意見書を国会及び関係行政機関に対して提出していただくよう陳情いたします。

### 記

- 1 改正貸金業法を直ちに完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 やみ金融を徹底的に摘発すること。